

## 第3部 基本計画



## 第1章 前期基本計画の振り返り

前期基本計画で実施した施策などの実施状況を3つのまちづくりの基本目標に沿って振り返りを行い、実施成果・見えてきた課題・今後の方向性についてまとめます。

基本目標1 産業と自然が調和した新たなにぎわいを生み出すまちづくり【産業・自然環境】

基本目標1に関しては、以下の2つの基本方針を軸に施策を展開・実施しました。

### 【基本方針1 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり】

- 江津の地域資源を生かした第1次、第2次産業の経済活動を支援するとともに、観光業を再興するなど第3次産業の振興を進め、「にぎわいのあるまち」をめざします。また、産業の活性化のために、経済・雇用・移住定住対策事業の充実、地場企業の支援・活性化や企業誘致による雇用の場の確保を図ります。

### 【基本方針2 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり】

- 地域住民や企業の積極的参加による環境美化活動を推進し、良好な地球環境の保全、自然と共生する環境づくりなど、恵まれた環境を守り育てるまちづくりを進めます。また、自然環境と調和した再生可能エネルギーの導入・活用を図ります。

### 基本方針1 活力ある産業で豊かな生活を築くまちづくり【産業】

実施した施策等	課題・方向性等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ビジネスプランコンテストの実施及び支援体制の構築</li> <li>● 江津市地場産業振興センターにサテライトオフィスを整備</li> <li>● 有福温泉再生整備</li> <li>● 島根職業能力開発短期大学校及び島根県立江津工業高校と連携</li> <li>● GO▶GOTSU!フェスを開催</li> <li>● 定住相談員を活用したUIターン者の確保</li> <li>● 地域商社と連携した6次産業商品の開発や販路開拓</li> <li>● 第4次有機農業推進計画の策定による意識醸成と学校給食への有機米導入</li> <li>● 地元野菜の学校給食導入量と直売所販売量の拡大</li> <li>● 認定農業者、新規就農者の確保</li> <li>● 有害鳥獣の捕獲と防護対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コロナ禍からの消費行動の変容</li> <li>● 市民生活に影響を与える事業者の廃業</li> <li>● 体験型観光の受け入れなどに取り組む事業者の掘り起こし</li> <li>● 高校新卒での地元就職者の確保が困難</li> <li>● ビジネスプランコンテストの応募者数の減少と地域課題解決型（思い先行型）に偏ったプランの増加</li> <li>● 管理不全による活用可能な空き家数の減少</li> <li>● 販路開拓の検証とPR強化</li> <li>● 計画の取組実施と有機米生産規模の拡大</li> <li>● 需要と供給のマッチング</li> <li>● 農業法人の強化、農地集約と管理の省力化</li> <li>● 地域による追い払い対策の強化</li> <li>● 林業従事者の確保</li> <li>● 就漁者の確保</li> </ul>

- 循環型林業の推進と森林環境税の活用
- 海洋・内水資源の回復

## 基本方針2 自然を活かしたふれあいのあるまちづくり【自然環境】

実施した施策等	課題・方向性等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不用品買取サイトとの連携（リユース推進）</li> <li>● 出前講座、ごみ処理施設見学、江津市地球温暖化対策推進協議会の事業（エコライフカレンダー等）を通じた意識啓発</li> <li>● 令和5年度に下水道事業が特別会計から公営企業会計へ移行し、資産・負債の見える化を行い、経営状況の見える化を実施</li> <li>● 直接支払交付金を活用した農村の維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市全体のごみ排出量は緩やかに減少しているが、1人1日あたり排出量は増加傾向</li> <li>● 地域で活動する人材や団体の育成が必要</li> <li>● 今後の人口減少を見込み、機器のダウンサイジングの検討</li> <li>● 企業会計担当職員の人材育成</li> <li>● 維持する組織構成員の高齢化と減少</li> </ul>

## 基本目標2 豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり

【保険・医療・福祉・防災・都市基盤・生活環境・情報】

基本目標2に関しては、以下の2つの基本方針を軸に施策を展開・実施しました。

### 【基本方針3 健康で安心して暮らせるまちづくり】

- 市民ニーズの多様化を踏まえ、全市民が安心して暮らせるまちをめざして、総合的な拠点整備と地域施設の連携を構築し、誰もが健康で元気に生きることができるための施策展開を図るとともに、自助、共助、公助の視点による地域が主体となって支え合う地域福祉のまちづくりなどの取り組みを進め、いきいきと暮らせるまちをめざします。

### 【基本方針4 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり】

- 市民生活や地域産業を支える通信基盤を含めたインフラ整備をソフト・ハードの両面から総合的に実施します。また、大規模災害を前提とした防災体制の確保並びに速やかな復旧復興を図るため、国土強靱化の取り組みを推進するとともに、交通安全対策や防犯体制などの充実を通じた「安全で安心なまち」をめざします。

## 基本方針3 健康で安心して暮らせるまちづくり【健康・医療・福祉】

実施した施策等	課題・方向性等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅医療・介護連携支援センターの設置</li> <li>● 介護分野の多様な人材確保に向けた研修の実施</li> <li>● 生活支援相談センターごうつを開設</li> <li>● こども・若者総合相談窓口を開設</li> <li>● 各種ボランティアの養成講座や研修の実施</li> <li>● 認知症サポーター養成講座を開催</li> <li>● 在宅介護支援センターとの連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療、介護の人材不足が深刻</li> <li>● 業務内容に即した人材採用</li> <li>● ボランティアなどの担い手づくり及び人材確保</li> <li>● 地域や企業などのボランティア活動や支援に関する理解の促進</li> <li>● 少子化による園児数減少</li> <li>● 建設から年数を重ね老朽化が進む施設の今</li> </ul>

基本計画

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一時保育や休日保育の拡充</li> <li>● こども家庭センターの設置</li> <li>● 幼児教育アドバイザーを配置</li> <li>● 赤ちゃん登校日の実施</li> <li>● 放課後子ども教室の実施</li> <li>● 放課後児童クラブの実施</li> </ul>	<p>後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 放課後児童クラブ支援員の確保</li> </ul>
---	---

基本方針 4 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり【防災・都市基盤・生活環境・情報】

実施した施策等	課題・方向性等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 危険箇所の現況調査を行い、砂防、急傾斜事業の推進</li> <li>● 危険箇所の現況調査を行い、海岸侵食対策事業・災害防除事業の推進</li> <li>● 各地域の自主防災組織に向けての出前講座実施</li> <li>● 使用しない公共施設の解体</li> <li>● 木造住宅耐震化促進事業の補助メニューの見直し</li> <li>● 県道浅利渡津線の開通</li> <li>● 防犯灯管理のデジタル台帳を整備</li> <li>● 市内中学生や専門学校生へ消費者教育出前講座開催</li> <li>● 波積ダムの運用開始</li> <li>● 江の川及び八戸川の河川整備の推進</li> <li>● 都治川の河川整備の推進</li> <li>● 治山事業等の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別避難計画の策定</li> <li>● 防災マップの最新版策定</li> <li>● 住宅については、耐震診断が義務ではないため、住宅耐震化が困難</li> <li>● 既存公共交通体系の利便性向上</li> <li>● 地域の防犯見守り活動協力者の減少</li> <li>● 犯罪の多様化による被害防止対策の強化</li> <li>● 行財政に基づく長期的な施設管理方針</li> <li>● 治山事業完了までの迅速化</li> </ul>

## 基本目標 3 いきいきとした人づくり・地域づくり

【教育・文化・スポーツ・人権・コミュニティ・市民参画】

基本目標 3 に関しては、以下の 2 つの基本方針を軸に施策を展開・実施しました。

## 【基本方針 5 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり】

- 次代を担う子どもたちが、よりよい学びを通じて、よりよい社会を作るという目標を地域全体で共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことができるよう取り組みを進めていきます。
- 生涯を通して、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができ、学習の成果をまちづくりに生かすことのできるしくみづくり、スポーツや文化の振興などを通して、人と人が触れ合うことができるまちづくりを進めるとともに、交流を生み出す芸術・文化や文化財などの伝統文化を受け継ぎ、ふるさと江津を愛し、豊かな心で、明日を創る人を育てることをめざします。

## 【基本方針 6 コミュニティがいきいきと輝くまちづくり】

- 幅広い範囲にわたる人権問題に関する啓発活動の推進、相談体制の充実などを通して、人権施策を推進します。男女共同参画推進委員会を中心に企業・地域に働きかけ、男女共同参画社会の実現のため、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識や社会的慣行の見直しに取り組みます。
- 市政への市民参画を計画段階から積極的に促進させるとともに、市民の声を市政へ反映させる体制を強化します。併せて、広報紙やホームページなどによる正確で迅速な情報提供を行い、情報の共有化を図ります。

## 基本方針 5 豊かな心を育む芸術・文化・教育・スポーツのまちづくり

【教育・文化・スポーツ】

実施した施策等	課題・方向性等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の祭事・行事に関する記録作成</li> <li>● 埋蔵文化財の本調査の実施</li> <li>● 市内小中学校へコミュニティ・スクールの導入</li> <li>● 各学校で主体的・対話的で深い学びの視点での組織的な授業改善を目的としたアクションプランの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 埋蔵文化財専門職員の不足</li> <li>● 地域側も積極的に関わる環境の整備</li> <li>● 適正規模の学校整備の推進</li> <li>● 老朽化を迎える学校施設等の検討</li> <li>● 生涯学習・スポーツ推進施策の拡充</li> </ul>

## 基本方針 6 コミュニティがいきいきと輝くまちづくり

【人権・コミュニティ・市民参画】

実施した施策等	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 松江地方法務局と連携し人権擁護委員による人権相談所を開設</li> <li>● 小さな拠点モデル地区推進事業による 5 地区（桜江町）連携のまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権に無関心な人への効果的なアプローチ</li> <li>● 地域の担い手づくりの確保・育成</li> <li>● 地域関係者の意見交換の場の創出</li> <li>● ボランティア人員の確保と養成</li> </ul>

## 第2章 施策

### SDGs と基本計画の関連

SDGs（エスディーゼーズ：持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。17の目標・169のターゲットから構成され、すべての人が地球上の「誰一人取り残さない」をキーワードに目標達成に向けて行動することが求められています。

日本国政府においても、地方自治体を含むあらゆる人々と協力し、SDGsに取り組むことを示しています。

 世界を変えるための17の目標			
 1 貧困をなくそう	目標1（貧困） あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	目標9（インフラ、産業化） 災害に強いインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
 2 飢餓をゼロに	目標2（飢餓） 飢餓を終わらせ、すべての人が栄養のある十分な食料を確保できるよう、持続可能な農業を促進する	 10 人や国の不平等をなくそう	目標10（不平等） 国内及び各国間の不平等を是正する
 3 すべての人に健康と福祉を	目標3（保健） あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 11 住み続けられるまちづくりを	目標11（持続可能な都市） 誰もが受け入れられ、安全で災害に強い持続可能な都市及び居住環境を実現する
 4 質の高い教育をみんなに	目標4（教育） 全ての人が公正で質の高い教育を受けられ、生涯にわたって学習できる機会を促進する	 12 つくる責任 つかう責任	目標12（持続可能な生産と消費） 持続可能な方法での生産・消費の形態を確保する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	目標5（ジェンダー） ジェンダー平等（性を理由に差別されない）を達成し、全ての女性及び女児の能力の可能性を伸ばす	 13 気候変動に具体的な対策を	目標13（気候変動） 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 6 安全な水とトイレを世界中に	目標6（水・衛生） すべての人々の安全な水と衛生的な環境へのアクセスと持続可能な管理を確保する	 14 海の豊かさを守ろう	目標14（海洋資源） 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	目標7（エネルギー） すべての人々に安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 15 陸の豊かさも守ろう	目標15（陸上資源） 陸上の生態系や森林の保護、回復、持続可能な利用を推進し、砂漠化・土地の劣化に対処し、生物多様性の損失を阻止する
 8 働きがいも経済成長も	目標8（経済成長と雇用） すべての人々のために持続可能な経済成長、生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	 16 平和と公正をすべての人に	目標16（平和と公正） 持続可能な開発のための平和的で誰も置き去りにしない社会を促進し、すべての人が法や制度で守られる社会を構築する
		 17 パートナリシップで目標を達成しよう	目標17（実施手段） 目標達成のために必要な実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

本計画で取り組む施策の方向性は、SDGsの目指す17の目標とスケールは異なるものの、方向性は同じであることから、施策ごとにSDGsのいずれのゴール達成に資するものかを明確化し、SDGsとの関連や考え方を踏まえ事業を進めていきます。

※基本計画では、各施策に関連する目標のアイコンを示しています。